

教育ローン利子補給奨学金要項

1. この要項は、くらしき作陽大学・作陽音楽大学教育ローン利子補給奨学金規程に基づき、運用に関する要項を定めることを目的とする。
2. この要項による奨学金制度は、本学の学生（入学予定者を含む）のうち、経済的な理由により学費納入が困難なため、学資支持者（学費を納入する保護者等）が本学の指定する金融機関から教育ローンの融資を受けた者に対し適用する。
〔指定する金融機関等〕
 - (1) 株式会社オリエントコーポレーション
 - (2) 株式会社ジャックス
 - (3) 株式会社トマト銀行※

※トマト銀行から教育ローンの融資を受ける場合は、学生納付金相当額以下を対象とする。学生納付金相当額を超えて融資を受けた場合は適用できないので注意すること。
3. 奨学金の額は、学生納付金相当額の在学中における借入金に係る利子相当額とする。
4. 奨学金の支給方法は、還付によるものとし、還付は対象となる学生の学納金納入並びに金融機関への利子返済の確認後に行うこととする。
5. 奨学生の選考基準は以下のとおりである。
 - (1) 経済的理由により学費の納入が困難であると認められること。
 - (2) 人物が良好であると認められること。
 - (3) 学業を継続する強い意志があると認められること。
6. 次のことが認められる場合は、奨学金としての利子補給を中止し返還を求める。
 - (1) 休学または長期にわたって欠席し、成業の見込みがなくなったとき。
 - (2) 学業成績または性行が不良となったとき。
 - (3) 学生の身分を失ったとき。
 - (4) 奨学金を必要としなくなったとき。
 - (5) その他奨学生として適当でないと認めたとき。
7. この要項による奨学金制度を希望する者は、所定の期日までに別に定める「奨学生申請書」を提出しなければならない。
8. この要項に定められていない事項については、学長が定める。

くらしき作陽大学・作陽音楽短期大学

教育ローン利子補給奨学生 申請書

平成 年 月 日

くらしき作陽大学
作陽音楽短期大学

学長 松田 英毅 殿

学籍番号

くらしき作陽大学	学部	学科	第 年
作陽音楽短期大学		音楽学科	第 年
平成 年 月入学		平成 年 月卒業予定	

フリガナ 氏名	◎		
生年月日	昭和・平成	年 月 日	満 歳

本人現住所	*自宅・自宅外 (〒)		
	TEL	[- -]	

主たる学資支持者	氏名 (〒)	◎	本人との続柄 ()
	TEL	[- -]	

家族構成	続柄	氏名	年齢	職業	勤務先	正・臨 (勤務形態)	自宅・自宅外 (学生のみ)
	父						
母							

理由書	経済的理由を具体的に記載してください

教育ローン融資先・融資金額等		
金融機関名	○印	融資金額等
(株)オリエントコーポレーション		※契約内容、利息証明書を確認し、正確にご記入ください 融資金額 (円) 融資決定日 (平成 年 月 日) 利子相当額 (円) (平成23年4月から平成24年3月までに返済する利子合計額をご記入ください)
(株)ジャックス		
(株)トマト銀行		

振込先 (主たる学資支持者)		
銀行名・支店名	種類 (該当に○印) ・口座番号	口座名義人
銀行	普通・当座	フリガナ
支店	口座番号	氏名

以下の書類を添えて申請します。
 (1) 教育ローンの「利息証明書」または返済計画・借入金額・利息金額のわかる書類の写
 (2) 学資支持者の前年分の所得がわかる書類 (源泉徴収票、確定申告書の写、所得証明書等)
 [※学資支持者が複数の場合は全て提出してください]